

# こども医療費助成制度がかわります！

- 平成24年10月診療分から、①助成対象年齢を拡大します  
②償還払に申請期限を設けます ③所得制限限度額を変更します

①こども医療費の助成対象年齢を、次のとおり拡大します。

平成24年9月まで	平成24年10月から
<b>【通院】</b> ・未就学児  <b>【入院】</b> ・小学校6年生まで	<b>【通院】</b> ・未就学児 ・ <b>小学校1年生～6年生まで（※）</b> ※小学校1年生～6年生までの通院は、診療月ごとに1,000円（一部負担金）を除いた金額が、助成金額となります。 <b>【入院】</b> ・ <b>中学校3年生まで</b>

【対象となる医療費】

- 健康保険の適用を受けた医療費の自己負担分  
ただし、健康保険から高額療養費や附加給付金が支給される場合は、その額を控除した金額が助成の対象となりますので、先にご加入の健康保険で手続きをお願いいたします。
- 食事療養費や保険給付外の医療費は、助成対象外です。
- 他の助成事業（ひとり親等医療費助成、重度心身障害者医療）を受けている方は、そちらを優先いたします。

★申請方法など詳しい内容は、決まり次第、広報などでご案内いたします。

②償還払（病院の窓口でピンクの用紙を使わず、立替払いした医療費を、後日市へ申請し、還付を受ける方法）の申請期限が、**診療日の翌月の初日から2年以内**となります。

③養育者の所得制限限度額を変更します。

【所得制限限度額表】

扶養親族等の人数	現行（平成24年9月まで）		変更後 （平成24年10月から）
	国民年金加入者	厚生年金等加入者	
0人	460万円	532万円	532万円
1人	498万円	570万円	570万円
2人	536万円	608万円	608万円
3人	574万円	646万円	646万円
4人	612万円	684万円	684万円

注1）所得税法に規定する老人控除対象配偶者または老人扶養親族がある者についての限度額は、上記の額に当該老人控除対象配偶者または老人扶養親族1人につき6万円を加算した額となります。

注2）扶養親族等の数が5人以上の場合の限度額は、1人につき38万円（扶養親族等が老人控除対象配偶者または老人扶養親族であるときは44万円）を加算した額となります。

注3）所得金額は、社会保険料控除に相当する金額として、一律8万円の控除があります。また、市町村民税において雑損控除、医療費控除、小規模企業共済等掛金控除、障害者控除、特別障害者控除、寡婦（夫）控除、特別寡婦控除、勤労学生控除を受けた方は、それぞれの控除できる額があります。

★10月1日から12月31日までの資格については、当該年度（前年中）の所得、1月1日から9月30日までの資格については、前年度（前々年中）の所得が判定対象となります。

（お問い合わせ先） 富山市福祉保健部こども福祉課 TEL 443-2055

大沢野総合行政センター地域福祉課 TEL 467-5830	大山総合行政センター地域福祉課 TEL 483-1214
八尾総合行政センター地域福祉課 TEL 455-2461	婦中総合行政センター地域福祉課 TEL 465-2114
山田総合行政センター市民福祉課 TEL 457-2113	細入総合行政センター市民福祉課 TEL 485-9001